

令和4年度 第1回瑞浪市個人情報保護・情報公開審査会会議録

と き 令和4年8月5日(金)
午後1時30分～午後2時30分
ところ 瑞浪市役所 全員協議会室

出席者

(委員) 端元 博保
(委員) 横田 直和
(委員) 小島 博和
(委員) 溝口 博敏
(委員) 小倉 弘子

事務局

正村 和英 (理事 (兼) 総務部長)
近藤 正史 (総務課長: 司会進行)
伊東 政博 (行政係長: 報告)
安藤 みちる (行政係)

【瑞浪市個人情報保護審査会及び情報公開審査会の成立】

- ・ 委員定数5名に対し5名の出席あり。
- ・ 瑞浪市個人情報保護審査会規則第3条及び情報公開審査会規則第3条の規定により、両審査会の会議は成立。

【諮問及び議事内容】

○ 副市長あいさつ

○ 諮問

副市長より個人情報保護審査会長に諮問書を提出
(副市長、諮問書提出の後、退席)

1 個人情報保護審査会

(1) 諮問事項の検討

瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の基本方針について
事前配布資料により担当者(総務課)から説明

(質疑)

委 員 手数料を無料とするのは、払わなければならないとする法律の趣旨に沿っていると判断されますか。また、審査会条例の第2条第2号に引用箇所の誤りがあるので修正してください。

総 務 課 地方公共団体の機関における手数料は条例で定めることとさ

れており、手数料は無料としても差し支えないとガイドラインで示されています。ご指摘の箇所については修正します。

委員 今回の一元化に基づく条例改正により、結局自治体それぞれの判断になることを国が想定できているのか疑問です。

総務課 個人情報保護制度の始まりが地方からだったことから、共通ルールを設けつつも自治体ごとの事情に配慮した結果かもしれません。

委員 瑞浪市として定めるべきところを定めてもらえばいいです。

総務課 法施行条例（案）については、示されたひな形のうち瑞浪市に不要な条は省いて作成しています。

委員 法施行条例第5条の規定が読みにくいです。

また、法施行条例の趣旨規定について、「この条例は、瑞浪市における…」とする方がいいのではないかと思います。

総務課 規定の方法を精査します。

委員 これまで条例には規定されていて、法の適用で省かれてしまう部分があいまいになってしまう気がします。例えばオンライン結合などについて、今後は市としてどのように考えていますか。

総務課 法律では、公務に必要な範囲であれば許容されるとされています。今後審査会に諮問することはできなくなりますが、判断に困った場合は個人情報保護委員会に照会しますので、何でも許容されるとは市として考えていません。

委員 基本方針3の4審査会の位置づけにおいて、「個人情報保護における重要な事項について意見を述べる」とあります。これまでは諮問を受け答申していましたが、今後は具体的にどうなりますか。

総務課 今後も答申はいただくこととなりますので訂正します。

委員 個人情報取扱事務登録簿を作ることは変更なしということですか。

総務課 これまで通り個人情報取扱事務登録簿を作成することに変更ありません。加えて、個人情報数1,000件以上の事務については、法律に基づいて個人情報ファイル簿を作成して公表します。

委員 事務局的には、どういうものを審査会にかけるかの判断が難しいのではないですか。今後はどのようなことを審査会に諮るのですか。

総務課 審査会の機能について、瑞浪市としては審査請求に係る事項以外にもご意見をいただけるように、法施行条例（案）の第9条を規定したいと考えています。改正法施行後は事務局側で判断することが増えてますが、個別の事業について運用の解釈をしていただくという諮問をすることはありません。

会長 他に質疑はないようですので、基本方針について承認というこ

委員 はい。とよろしいでしょうか。

(承認)

2 情報公開審査会

(1) 令和3年度及び令和4年度の情報公開の実施状況について
(事務局より説明)

(質疑)

なし

閉会 (午後2時30分)